飛騨市結婚新生活支援補助金

～飛騨市での新婚生活を応援します～

市では、市民が安心して結婚や子育てできる環境を整備するため、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

対象世帯（以下の全てを満たす世帯）

①令和８年１月１日～令和９年３月３１日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯
②引き続き５年以上飛騨市内に定住する意思を有する世帯
③婚姻日において夫婦のいずれかの年齢が 39 歳以下であること。
④夫婦の所得の合計が５００万円（年収６７０万円程度が目安）未満の世帯
・貸与型奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返還額を所得から控除します。
⑤結婚を機に居住する住宅が市内にあり、補助金の申請時において、夫婦の一方又は双方が当該住宅に居住し、住民登録していること。
⑥補助金申請前に夫婦の双方が対象講座のいずれかを受講していること。※1

補助額

１世帯あたり　上限３０万円（住居費と引越費用合わせた額）
夫婦共に 29 歳以下の世帯は　１世帯あたり　上限６０万円（住居費と引越費用合わせた額）

補助対象経費

経費区分		内　容	支払期間・備考
住居費	住宅購入費	住宅を取得する費用	・令和８年４月１日～令和９年３月５日までに支払われた費用 ・補助金申請時に支払済みの費用 ・他の公的制度（飛騨市の補助を含みます。）による補助を受けていない費用
	賃料等	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 ※結婚前に夫婦の一方が借りていた物件に同居する場合は、同居開始月以降が対象 ※勤務先からの住宅手当分は差し引く	
	リフォーム費用	住居をリフォームする費用	
引越費用		引越業者又は運送業者へ支払った実費	

手続き及び期限

■申請の手続き
①裏面の対象チェック表で、補助の対象となるかを確認
②市へ申請書を提出　※申請書は、飛騨市役所ふるさと応援課又は最寄りの振興事務所にて配布、又は飛騨市ホームページからダウンロードいただけます。
③市が補助金交付を決定
④市へ請求書（所定様式）を提出
⑤市が補助金を指定口座へ振り込み

■申請期限　令和９年３月５日（金）
※令和９年３月中に補助対象経費の支払いが発生し、３月５日提出が間に合わない方は、事前に飛騨市役所ふるさと応援課までご連絡ください。

（飛騨市ホームページ）

■対象講座（※1）
①ライフデザイン支援講座の受講
②プレコンセプションケアに関する講座の受講
③医療機関等への妊娠・出産に関する相談
④共家事・共育て講座の受講
※上記対象講座のうち、いずれかを受講詳しくは担当課へご相談ください

（お問い合わせ先）：飛騨市役所 ふるさと応援課 ☎0577-62-8904

■対象チェック表（申請書作成前にご活用ください。）

<table>
<tr><th colspan="3">項　目（全ての項目が○の場合に補助申請をしてください。）</th><th>確認</th></tr>
<tr><td rowspan="12">対象世帯</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">婚姻届の提出・受理日は、令和８年１月１日～令和９年３月 31 日の間です。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">夫婦の所得の合計（下表のア）は、５００万円未満です。
<table>
<tr><td rowspan="2">●所得金額</td><td>①夫　　円</td></tr>
<tr><td>②妻　　円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">●奨学金返還額
※所得証明書に対応する年の年間返還額</td><td>③夫　　円</td></tr>
<tr><td>④妻　　円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">●奨学金返還への公的補助額</td><td>⑤夫　　円</td></tr>
<tr><td>⑥妻　　円</td></tr>
<tr><td>夫婦の所得額の合計（①＋②－③－④＋⑤＋⑥）</td><td>（ア）</td></tr>
</table>
（所得金額の確認方法）
○申請時の最新の所得証明書をご覧ください。（飛騨市の場合は「所得金額合計」）
※所得証明書は、税務課で取得できます。（手数料 300 円）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">婚姻日において夫婦のいずれかの年齢が 39 歳以下です。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">対象となる住宅は市内にあります。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">申請時に夫婦の一方又は双方が対象住宅に居住し、その住所で住民登録をしています。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">夫婦の双方が、この補助制度（他の自治体の同種の補助制度を含む。）を以前に利用したことがありません。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">夫婦の双方が暴力団や暴力主義的破壊活動を行う団体と関係ありません。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">夫婦の双方が飛騨市の市税を滞納していません。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">補助金申請前に夫婦の双方が対象講座のいずれかを受講している（※1）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">対象経費（申請する経費のみ）</td><td rowspan="4">住居費</td><td>契約名義人は、夫婦の一方又は双方です。
※勤務先が契約する物件に入居している場合は、チェック不用です。</td><td></td></tr>
<tr><td>費用の支払いは、夫婦の一方又は双方です。</td><td></td></tr>
<tr><td>申請分の支払日は、令和８年４月１日～令和９年３月６日の間であり、支払いを完了しています。夫婦の一方が借りていた物件で同居する場合は、同居開始月以降。</td><td></td></tr>
<tr><td>公的補助（住宅賃借費用）を受けていません。</td><td></td></tr>
<tr><td>引越</td><td>公的補助（引越費用）を受けていません。</td><td></td></tr>
</table>

■提出書類の省略について

市が保有しているご自分の個人情報を、市が確認することに同意された場合は、提出書類を省略できます。

○戸籍全部事項証明書又は婚姻届受理証明書の省略

新たな本籍が飛騨市内にあるか、飛騨市に婚姻届を提出した場合に可能です。この他の場合は、本籍がある自治体（戸籍全部事項証明書）又は婚姻届を提出した自治体（婚姻届受理証明書）で取得して下さい。

○所得証明書の省略

・令和８年４月～５月に申請 ➡ 令和７年１月１日に飛騨市に住所がある場合に可能です。

・令和８年６月～令和９年３月に申請 ➡ 令和８年１月１日に飛騨市に住所がある場合に可能です。

この他の場合は、住所がある自治体で取得してください。